

## 第2回安芸高田市都市計画審議会

〈日時〉2023年5月8日(月)13:30~15:00

〈場所〉安芸高田市役所第2庁舎3階 第1委員会室

〈出席者〉

- |                                |             |
|--------------------------------|-------------|
| ● 福山市立大学 教授                    | 渡邊 一成       |
| ● 安芸高田市商工会 会長                  | 住吉 峰男       |
| ● 安芸高田市議会                      | 山根 温子       |
| ● 国土交通省中国地方整備局<br>三次河川国道事務所 所長 | 北木 清治       |
| ● 広島県西部建設事務所 次長                | 百合野 博司      |
| ● 安芸高田市建設部 部長                  | 河野 恵(事務局)   |
| ● 安芸高田市企画部 部長                  | 高下 正晴(事務局)  |
| ● 安芸高田市建設部管理課 課長               | 神田 正広(事務局)  |
| ● 安芸高田市企画部政策企画課 課長             | 佐々木 満朗(事務局) |
| ● 安芸高田市企画部政策企画課 係長             | 下瀬 秋穂(事務局)  |
| ● 安芸高田市建設部管理課 係長               | 武部 弘典(事務局)  |

〈内容〉

○開会

### 【事務局】

定刻となりましたので、ただいまから第2回安芸高田市都市計画審議会を開催いたします。

本日の審議会は、約1時間半、15時までを予定しております。

本日司会を務めます建設部管理課の神田でございます。

座って進行させていただきます。

はじめに本審議会は、一般傍聴や報道関係者の入室を認めております。

また、本日の資料や議事録等の資料については、本市のホームページにより公表することとしております。

委員の皆様にはご多用のところご出席いただき、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルスなどを、感染防止対策として、会場の換気、消毒などの措置を講じての開催としております。

ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

まず、本日の審議会の資料について確認をお願いいたします。

お手元にお配りしておりますのは、次第、それから配席表、委員名簿、資料一覧、それから、資料1安芸高田市都市計画マスタープラン・立地適正化計画、その概要版になります資料2安芸高田市都市計画マスタープラン・立地適正化計画概要版でございます。

以上、不足はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

ここで委員の皆様のご紹介をさせていただきます。

お手元の委員名簿をご覧くださいと思います。

本審議会は、市の都市計画審議会条例第3条の規定に基づき、学識経験のあるもの、市議会の議員、関係行政機関の職員、市民により構成することとなっております。

はじめに、本審議会の会長の福山市立大学教授、渡邊委員でございます。

### 【渡邊会長】

渡邊です。よろしくお願いいたします。

### 【事務局】

続きまして、県立広島大学名誉教授の野原委員でございますが、体調不良のため、本日はご

欠席となっております。

続きまして、安芸高田市商工会会長、住吉委員でございます。

**【住吉委員】**

住吉です。よろしくお願いいたします。

**【事務局】**

続いて、安芸高田市農業委員会会長、田中委員でございますが、所用により、本日はご欠席となっております。

それから、続いて、2023年1月4日付けでご就任の、安芸高田市議会産業厚生常任委員会委員長の方山根委員でございます。

**【山根委員】**

山根でございます。よろしくお願いいたします。

**【事務局】**

続きまして、2023年4月11日付けでのご就任の国土交通省中国地方整備局三次河川国道事務所、事務所長の北木委員でございます。

**【北木委員】**

三次河川国道事務所の北木です。ご紹介いただきましたとおり4月から着任いたしました。よろしくお願いいたします。

**【事務局】**

続きまして、広島県西部建設事務所所長、蒲原委員の代理で本日もご出席いただいております。次長の百合野委員でございます。

**【百合野委員】**

百合野です。よろしくお願いいたします。私も4月1日から就任させていただいております。よろしくお願いいたします。

**【事務局】**

以上7名の委員のうち、5名の委員の皆様にご出席をいただいております。

議事に入ります前に本審議会について簡単にご説明いたします。

本審議会は、都市計画法第77条の2の規定に基づき、市長の諮問に応じ、都市計画に関する事項を調査審議することを目的に設置されております。

本日の議題について簡潔にご説明しますと、議案の安芸高田市都市計画マスタープラン及び立地適正化計画は、都市計画マスタープラン等策定委員会によって、2022年3月からご検討いただき、2023年2月のパブリックコメントを経て取りまとめられたものでございます。

都市計画マスタープランとは、都市計画法第18条の2の規定に基づき策定する都市計画に関する基本的な方針になります。

立地適正化計画とは、都市再生特別措置法第81条の規定に基づき策定する立地の適正化を図る計画で、策定にあたっては、同法第81条第22項の規定により、本審議会の意見を聴取しなければならないこととなっております。

簡単な説明は終わりますが、後程詳しい説明をさせていただきたいと思っております。

これからの議事進行につきまして、渡邊会長にお願いいたします。

渡邊会長よろしくお願いいたします。

**【渡邊会長】**

はい。それでは、お手元の会議次第に従いまして、議事を進めて参ります。

本日の出席委員は5名でございます。2分の1以上出席となっておりますので、審議会条例第6条第1項の規定により、この会は有効に成立しますことから、これより第2回安芸高田市都市計画審議会を開会します。

まず、議事録署名委員を指名します。

今回は住吉委員と山根委員のお二人にお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは次第に沿って進めて参りたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

本日は付議案件が2件でございます。

はじめに、第1号議案、安芸高田市都市計画マスタープランについて、事務局から説明をお願いいたします。

## ○第1号議案審議

### 【事務局】

企画部の高下と申します。説明をさせていただきます。まず、都市計画マスタープランでございます。

この都市計画マスタープランについては、冒頭、事務局から説明がありましたとおり、都市計画審議会でご報告させていただくものとしております。

前回の都市計画審議会は、昨年7月29日に開催しております。その時に、この都市計画マスタープランについては、全体の計画をご説明させていただきました。

同時にその趣旨についても説明をさせていただいておりますが、少し時間が経っておりますので、その時にお話したことも触れていながら、どのような考え方でこれを作っているかを説明させていただきます。

まず、資料が二つございます。

資料1 安芸高田市都市計画マスタープラン・立地適正化計画と、資料2 概要版とがございます。

基本的には資料2でご説明いたしますが、まずは、資料1の139ページをご覧ください。

こちらに都市計画マスタープランの策定の経緯を載せております。

前回の開催は、2022年の7月29日でございます。この時は、計画の基本的な事項の説明と現況分析、課題整理、全体構想の概要までをお示ししております。

そのあと8月25日から9月7日まで、市内6地域の意見交換会を開催し、都市計画マスタープランの説明、地域別構想案の説明、地域の意見などの聴取を行いました。

10月7日に第3回都市計画マスタープラン等策定委員会を開催し、その意見交換会で出された意見などを反映した地域別構想の検討、立地適正化計画の基本方針などの検討を行いました。

12月26日には、立地適正化計画の適用地域である吉田町において、立地適正化計画の案の説明と意見の聴取を行いました。

2月2日に第4回都市計画マスタープラン等策定委員会を開催し、都市計画マスタープラン・立地適正化計画の素案を示し、それについての意見交換を行いました。

その意見を反映したものを、2月8日からパブリックコメントを行い、4件の意見をいただいております。

これらを踏まえて、最終の都市計画マスタープラン等策定委員会を3月24日に開催し、最終案としてまとめております。

この最終案を取りまとめるにあたっては、議事の内容や資料をすべてホームページで公開し、広報誌でも定期的に記事を発表して、できるだけ多くの方に知っていただくことを心がけ、いただいた意見についてはできるだけ反映するという形でまとめています。

本日は、先ほど申し上げましたけれども、概要版で基本的な説明をさせていただきます。資料1の1ページ目を開いていただきつつ、概要版の方も開いてください。

資料1で、右側に見出しがそれぞれついています。

①がはじめに、②本市の現況課題というように、⑦までありますけれども、この番号が概要版

の一番上のところ、第1章がはじめに、第2章が本市の現況課題というような形で対応するようになっておりますので、これから説明をするにあたって、概要版で進めつつ、ポイントのところでは、資料1に戻りながら説明させていただきます。

それでは概要版の1ページ目、第1章のところから説明いたします。

まず計画策定の背景、目的についてです。

このマスタープランを策定する上で特徴的なこととして、人口減少が急速に進む中で、新たなまちづくりのビジョンの提示が求められる現状にあるということです。

グラフのところでは、人口が1970年から現在までで、そこから2045年までというふうな形で、人口の推移とそれからその予想を書いております。

これを見ていただきますと、2020年より前の20年間、要はこの上のところに、1970年から1995年までのところで、20年間で1,483人の減から、その次の20年間では6,333人の減というふうに、大きく減少の角度が急になっているということがわかります。

その先の見込みも、この減少スピードが変わらないとかそれよりも早くなるというふうな見込みでございますので、こういう人口が減少していく中でも、都市機能をどう維持していくかということを第一に考えるべきというのが、この背景とそれに伴った一つの方向性ということになろうと考えています。

一番下、このポツが三つありますけども、その一番下の三つ目のポツに示したように、市全体の持続可能なまちづくりを行うためには、コンパクトなまちづくりで拠点となる地域の人口密度を維持する必要がある、またそれらを公共交通ネットワークでつないでいく。いわゆるコンパクトプラスネットワーク型にすべきではないかということを一つの方向性として仮に置いており、これらを踏まえて、市全体のまちづくりの方向性を示すため、安芸高田市都市計画マスタープランを策定し、加えて、市の拠点的な都市機能を有する吉田町の中心部を対象として、安芸高田市立地適正化計画を策定するというものでございます。

今のが、この青く色づけをした部分の説明で、その下が計画の位置付けです。

ここは上位計画である広島県の計画に即して、その他の市の計画とも整合をとりながら作成するというを示しております。

そして対象区域は、マスタープランについては、安芸高田市全域を対象とし、立地適正化計画は、法令により都市計画区域内で策定するというようになっております。

次に、右側のページ、2ページ目、本市の現況と課題です。

これは統計データやアンケート調査などを基に整理したものです。

課題とそれに対する施策の方向性として、大きく四つに分けています。

一つ目は、コンパクトな都市の構築です。統計データや現状の生活に必要な施設の配置状況の確認をした結果、合併前の各町の拠点周辺には、おおむね生活に必要な商店や、施設などが確保されているということがわかりました。

一方で、全体的に人口密度が下がっていきっており、居住や都市機能の集約を促していく施策が必要だということもわかりました。

また、吉田町においては、中心市街地の外に人口密度が高い地域が形成されているという状況もわかりました。

施策の方向性としては、居住や都市機能の集約、施設の適正配置を進めるということが、この一つ目の区分になります。

二つ目は、安全安心な居住環境の確保です。安芸高田市で想定される災害の主なものは、土砂災害と浸水災害です。特に吉田町の中心部は、市の拠点的な都市機能が集中している一方で、土砂災害、浸水災害の危険も高い地域で対策が必要です。

また、浸水リスクの高い地域に多くの高齢者が居住しているということもわかりました。

施策の方向性としては、災害リスクの低い安全な地域への居住誘導を図るとともに、インフラの整備などを行って、ハードソフト双方からの施策を進めるということが必要ということです。

三つ目は活力の創出です。市内の小売業の事業者数や従業員数は減少傾向が続いています。

この地域ならではの産業の活性化や、これは地域の意見交換会でもこういう意見が多かったのですが、地域コミュニティをしっかりと強化していき、活力を作っていくというふうな施策が必要というように、とらえています。

四つ目は交通アクセスの確保です。現状の市内の移動は、定時定路線決まった時間に決まった路線を走るいわゆるお太助バスと、必要に応じて運行するデマンド型運行のお太助ワゴンの組み合わせによって成り立っており、必要な移動手段については、おおむね確保されている状況というふうに評価をしています。

ただ、課題としては、利用者の減少が続いており、運行に関わる経費の持ち出しが年々多額になっています。

これが持続可能な仕組みになっているかどうかということについて、検証が必要というように考えています。

施策の方向性としては、誰もが都市機能の目的地にアクセスしやすい環境を整備していくこととしています。これらの現況と課題を踏まえて、第3章の全体構想、第4章の分野別方針に繋がるのですが、概要版ではその繋がりが少しわかりにくいので、資料1の43ページをご覧ください。この表の左側の部分が、様々な課題を整理していることとなります。

今、四つの区分に分けて課題を説明しました。そこに繋がるデータというのが、この43ページの前のところにいろいろ細かく出ておりますので、後でご覧いただければと思うのですが、要は、この区分した課題の整理を、左側に①人口、②土地利用というふうにそれぞれの区分ごとに、その課題というのを書き出しております。

それに対して右側、目指すべきまちの方向性というのを四つ示しております、それぞれのテーマの色ごとにキーワードになるものを、その色に合わせて書き出して整理しております。

詳しくここをご説明すると少し長くなりますので、前回でもお示ししているというところもありますので、少し省略しますが、この課題の中で挙げていったものを目指すべきまちの方向性として、この四つを取り組むということの整理を、この表で表しているということをご理解いただきたいと思います。

この方向性としましては、コンパクトな都市の構築、安全安心な居住環境の確保、そして活力の創出、交通アクセスの確保というようにしております。

こういう課題やそのデータから、このような方向性を示したということをご覧いただいた上で、概要版の3ページと4ページをご覧ください。

3ページの上の図ですけれども、今見ていただいた目指すべきまちの方向性が、一番下の四つに分かれたコンパクトな都市の構築などになります。

そこから、その上の基本目標へつなげていって、目標としては、それぞれこのようなまちづくりをしていこうというものを四つ掲げております。

そうして、まちづくりの基本理念につなぐというイメージの全体構想でございます。

では、具体的な将来都市構造としては、どのようなイメージのものになるかというのがその下の図になります。

この将来都市構造は、吉田町の中心部の中心拠点、赤色とピンク色の丸で記しがしてある部分ですが、そこと各旧町の地域拠点、オレンジ色とピンク色の丸の部分とを拠点間連携軸で結び、周辺の市町とも広域連携軸で繋がる形を目指すものとします。

この吉田町の中心部には、にぎわい創出ゾーンを設定しています。これは一番下の土地利用のところで、商業文化行政施設などを充実させ、高密度な市街地の形成を図るゾーンとして設定しています。その周りの部分と、それから各旧町の地域拠点の周辺のところには、住環境保全ゾーンという形で、戸建て住宅を中心とした市街地の形成を図る地域というものを設定するという形で考えております。

併せて吉田町と八千代町の間のところにも、もう一つ住環境保全ゾーンというのがありますけれども、ここはいわゆる可愛地区でございます。

この可愛地区につきましては、地域での意見交換会でいただいた意見を基に検討を進めて、ここについては、今現在も住宅が集中して建築されている地域となっておりますし、将来の安芸高田市全体の中でも、住環境を保全するゾーンとしていくべきではないかというような検討をいたしまして、ここも新たに住環境保全ゾーンとして追加いたしました。

前回はこの将来都市構造については、お示ししておりましたが、この可愛地区が新たに追加されたというのが、前回からの大きな変更点でございます。

続いて、第4章、分野別方針です。この分野別方針につきましては、先ほど見ていただいた資料1の43ページの課題の整理を基に、その分野ごとの方針を定めたものということになります。

す。

主な取組方針としましては、土地利用の部分では、先ほど説明したゾーン分けの考え方で施策を展開していくということを挙げております。

その次の都市施設の部分としましては、公共施設の再編や配置の適正化、長寿命化を進めていって、持続可能な都市施設の運用を図るということを主なものとしており、交通の部分につきましては、効率的な事業運営に見直しながら、交通弱者などにも配慮した公共交通サービスの提供を図るということが主なものとなります。

次に防災の部分です。防災の部分につきましては、防災拠点整備などハードの取り組みや、リスクの周知啓発や防災訓練の充実など、ソフトの取り組みを合わせて進めていくということが主なものということになります。

ここまでは、前回の都市計画審議会の中でもお話した部分になります。

続いて、第5章の地域別構想です。

この地域別構想は、第4章で示した全体構想の考え方を、地域別に落とし込んだ場合にどのようなかということを表したものでございます。

全体構想においては、にぎわい創出ゾーン、住環境保全ゾーン、自然共生ゾーンの三つを設定しております。この表の下の部分ですね。それをさらに細かくし、全部で七つの地域を設定しております。

吉田町につきましては、6ページ目のところで、市役所がある周辺を中心拠点地域として、その周りに一般居住地域を設定して、人口をここに集めていきたいということを示しています。この図を見ていただくと赤色で示したところが中心拠点地域、その周りの黄色で示したところが一般居住地域という形になります。

併せて、現に宅地開発が進んでいて、浸水被害なども少ないとされている可愛地区にも一般居住地域を設定しています。

中心拠点地域には、周辺の地域拠点地域からアクセスしやすいように、拠点間の移動を確保することを目指します。この右側の取組方針のところで、交通と書いてある部分になります。それぞれの移動が行いやすい環境を整えていき、併せて交通機関も整えていくということになります。

一方で、この地域は市の拠点的な都市機能を有しているながら、浸水などの被害に遭いやすい地域でもあります。防災のところに書いていることですが、ハードソフト両面からの対策を行っていくことを挙げております。

その具体的な対策については、後で説明する立地適正化計画で具体的に示していくことになっております。

この地域別構想では、あくまでその全体構想というような位置付けになります。

続いて1ページめくっていただいて、この先、八千代町、美土里町、高宮町、甲田町、向原町の、それぞれ人口のデータの分析や、各地域の地域拠点に色づけをしている図が続きます。

個別に説明すると少し長くなりますので、共通している部分を中心に説明いたします。

まず、八千代町のところを見ながら説明いたしますが、現在市役所の支所がある地域周辺を地域拠点地域というふうにしております。

これは他の美土里町、高宮町など、それぞれ各町とも同じです。その周辺の一般居住地域を黄色で示しております。

そして、幹線道路に沿って、小規模な商店が並ぶ地域、八千代町においては、下根付近になりますけど、そこは少し青色で示しております。ここが沿道居住地域という形で、その小規模な商店が並ぶ地域というような整理をしています。

取組方針としましては、土地利用のところをご覧いただきたいのですが、いずれの町も地域拠点地域のコンパクトな都市構造の維持を挙げております。

現状にある都市構造を維持していて、その機能の維持をしっかりとしていくということが、各町とも共通の項目として挙げてあります。

その他、交通や都市環境・景観等については、それぞれの地域の特徴を示して、これらを守っていくということが掲げている地域別構想になっております。

これらを目指すテーマというのが、それぞれの地域の町の特徴を表した形で示しておりますので、こちらもお覧ください。

ここまで全体構想、地域別構想までのところの説明でございます。  
以上です。

**【渡邊会長】**

はい。ありがとうございました。

それではですね、第1号議案について審議をして参りたいと思います。

これまでの質問に対しまして、ご意見とか、ご質疑とかありましたら、承りたいと思いま  
す。いかがでしょうか。

私の方から1点、先ほど資料1の139ページで、都市計画マスタープランと立地適正化計画  
の策定経緯についてご説明をいただきました。前回、第1回の都市計画審議会は昨年7月29日  
に行われて、その時に全体的な構想みたいな話まで進んだのですが、その後、大分議論が進ん  
で、本日は2回目ということで、これはこれで理解できるのですが、やはりこのマスター  
プランを定める際には、やはり議会の承認っていうか議会のご理解が私は重要であると思っ  
ていて、その議会への説明が全然ここに載っていないので、私は載せる必要はないと思うの  
です。どんな感じで何かやられたのか。例えば定例会が多分あると思うので、その定例会で  
お時間いただいて説明をするとか、何か議会対応されてきておられるのでしょうか。

**【事務局】**

議会に対して個別の説明というのは、する機会を持っておりません。

ホームページに掲載をして、それでここに掲載してあるということでのお示しをしておりま  
す。

**【渡邊会長】**

了解しました。

パブリックコメントをする際に、議会にはパブリックコメントをするというお話はされてい  
ますでしょうか。

**【事務局】**

パブリックコメントをするという説明はさせていただいたかと思えます。

広報誌に、かなり早い段階でいつごろできる予定ですので、しっかり見ておいてもらいたい  
というふうな形で告知はいたしました。

**【渡邊会長】**

はい。ありがとうございます。

**【山根委員】**

すいません。

**【渡邊会長】**

どうぞ。

**【山根委員】**

都市計画マスタープラン・立地適正化計画についてはですね、政策企画課が所管しています  
ので、総務文教常任委員会に報告をされています。A3の2枚ぐらいでまとめた資料で2回ぐら  
い報告されていますよね。

**【事務局】**

全体に向けての説明はしてないのですが、総務文教常任委員会の委員の方には、その委員  
会があった後に、報告をさせていただいています。

【渡邊会長】

なるほど。

【山根委員】

それはもう一つの委員会においても、委員の皆さんは確認をされていると思います。

【渡邊会長】

ありがとうございます。他はいかがでしょうか。よろしいですかね。

それでは他には特にないようですので、第1号議案につきましては、特に意見なしということでもよろしいでしょうか。

【意見なし】

【渡邊会長】

ありがとうございます。

それではご異議がないようでございますので、第1号議案については、原案のとおりということで意見なしということにさせていただければと思います。

それでここで、ちょっと換気のために、10分ぐらい休憩を取らせていただきたいと思います。今は14時5分ですので15分から続けて第2号議案の審議に入りたいと思います。10分間ほどお休みをさせていただきます。

【休憩】

【渡邊会長】

それでは議事を再開したいと思います。

続きまして第2号議案でございます。安芸高田市立地適正化計画について、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】

それでは、続けてお願いいたします。概要版の12ページをお開きください。

立地適正化計画はここに書いてありますようにコンパクトシティの形成に向けた取り組みを推進していくための計画でございます。

市の都市機能や居住を誘導する区域と誘導集約すべき都市機能の種類を定めることと、それから、誘導集約を後押しする施策や、区域内の災害リスクへの対策などを位置付けていくものでございます。

対象区域は、吉田町の都市計画区域内となりまして、市の拠点的な都市機能をどうやって維持するか、どうやって人口の誘導集約を進めるかということを検討するものになります。

その下の立地の適正化に関する基本的な方針については、都市計画マスタープランの吉田町の目指すテーマと同一としております。このまちづくりの方針のターゲットのところと、その下の基本目標、目指すべきまちの方向性、この部分のことですが、これは先ほど見ていただいた、吉田町のテーマと同じものでございます。

次にページをめくっていただいて、13ページをご覧ください。ここからは、吉田町中心部のどこに居住を誘導していくか。どこに都市機能を集めていくかというその設定をしていく部分になって参ります。まず下の部分、居住誘導区域です。

都市計画区域の中のどこに居住を誘導していくかということを設定するにあたって、災害リスク、今の現況の土地利用、公共交通の利便性、将来人口の三つの予想を重ね合わせていきます。

その過程については、資料1で説明をさせていただきますので、100ページをご覧ください。

居住誘導区域を設定していくにあたって、七つのステップに基づいて行っていくということが、99ページ左側のところに書いてあります。そのステップが示してあるのがこの100ページ

のところです。

まず一番上ステップ1です。法制度上含めることができない地域を除いていきます。その上の図においては青い網掛がかかっている部分です。ここは工場団地がある工業専用地域と指定されている地域で、ここには住む家を建てることができませんのでそこを除外します。

下の図は、土砂災害特別警戒区域と警戒区域を示しており、赤線で都市計画区域の全体の中に島のように、赤線で囲んだ部分があります。その赤線で囲んだ部分のうち、その中にピンク色のような色がつけて塗りつぶしてあるところが点々々々あると思いますが、ここが特別警戒区域です。塗りつぶしてない部分は、特別ではない普通の警戒区域でございます。この中で、特別警戒区域についてはリスクが高いことから、ここを居住誘導区域にすることはせず、その区域以外の部分で設定するということになります。

次のページをご覧ください。101 ページです。この上のところからステップ3から3、4、5、6というふうに、ステップ6まで進んで参ります。

ここについては、それぞれのデータについて点数をつけて評点化していきます。

ステップ3では、現状として、居住者のいる地域や居住のための建物用地が存在する地域を抽出したものです。

ステップ4では、身近な都市機能への距離が500メートル以内に五つ以上ある地域を抽出しています。その身近な都市機能はどんなものというのが、下のところにある表に示されています。これが五つ以上ある場所ということが、住みやすい居住を誘導していきたいということになります。

102 ページのところ、ステップ5では、バス停までの距離が300メートル以内である地域を抽出しています。これは緑色で囲ってあるところがその地域ということになります。

ステップ6では、将来の人口密度が一定以上見込める地域を抽出しています。色が濃くなるにしたがって、将来の人口密度が維持できそうな地域ということを示していることとなります。

このステップ3から6までを評点化をして、それから先ほど見ていただいたステップ1、ステップ2の危険な地域や居住に適さない地域を外した部分を評点化して表したものが103ページになります。

この色が濃い部分というのが、点数が高い地域で、そこを外径になりそうなところ、土地の目印になるようなものがあるところで区切ったものが104ページの図で、これが今のようなステップで居住誘導区域として設定しました。

これが先ほど見ていただいた概要版の13ページの下にある図と同じものです。

次に、概要版14ページのところにあります都市機能誘導区域でございます。これは都市計画区域の中のどこに都市機能を誘導していくかという区域として設定します。図のピンク色の部分が、都市機能誘導区域として設定したい部分でございます。

この設定の仕方についても、資料1で説明します。105ページをご覧ください。

まずステップとして、三つのステップを踏んでいきます。ステップ1で、誘導区域の範囲を大まかに設定して、ステップ2でその区域の評価を行います。

都市計画マスタープランの中心拠点に賑わい創出ゾーンに設定することとして、大まかな形としては106ページのところにあります上の図のところ、ピンク色で示した地域で、これは都市機能の用途地域を示したものになりますが、この中のピンク色、近隣商業地域というふうに示されたものが、おおむねその都市機能を誘導していく区域の考え方に近いものというふうなことになります。まずこれを大まかな外径としまして、その中の区域を、その下に評価の仕方が評価項目として書いてありますが、その中の区域をバス停までの距離、それから既存の都市機能の立地状況から点数をつけていきます。

その点数、既存の都市機能の立地状況というところで対象にしておりますのが、ここにある行政機能から教育文化機能までで、市全体として、一つ必要だろうというような、そういう位置付けのものになります。

次のページ107ページをご覧ください。この107ページがその評点を地図に落とした図で、点数が高いもの、4点とか3点とか、評点ごとに色付けをしたものを地図上で、道路や河川とか区切りが良い部分で区切って、線として示していったものが108ページの都市機能誘導区域として設定することになります。同じものが、先ほど見ていただいていた概要版14ページの上の

図となります。

では、また概要版に戻ってください。14 ページの誘導施設、下の表の部分です。誘導施設としましては、都市機能の維持、強化をしていく上で重要な位置付けにあるとされている施設です。

これらは市全体で必要な都市機能というふうな位置付けのものでありまして、この設定した施設は表のとおりです。

それを地図上に落としたものがその左にある図になるのですが、いずれも都市機能誘導区域内や、その近くに存在しているということが確認できました。この表のところの右側、判定と書いてある部分ですけども、今後の方針としては、いずれも現状ある機能を今のところに維持をするというのが、ここでの方針ということになりました。

続いて 15 ページをご覧ください。

届出勧告制度というものがあります。この立地適正化計画策定後は、先ほど申し上げた誘導施設が都市機能誘導区域内に維持されるように、届出の手続きが必要となります。

例えば都市機能誘導区域の外に誘導施設と位置付けられているものを開発、建築をするときや、都市機能誘導区域内の誘導施設が休止、廃止、それから外に移転するというようなことがあるときには、届出が必要ということになります。

また、居住誘導区域外に住宅開発を行おうとするときにも届出が必要になってきます。

これが大きく三つの色分けしてある部分が、先ほどの私が説明したことに対応するものになります。

いずれも都市機能を誘導区域へ都市機能の誘導施設というものの移動をするときに、そこは守っていくというふうなことが一つの考え方ということになります。

その一方で、各誘導区域への都市機能の誘導や居住の誘導も図っていきます。この下の誘導施策という部分で、例えばこの表に挙げてあります空き家バンクなど、すでに市が行っている事業も含めて、ここにいろいろな事業を挙げてあります。これからこの立地適正化計画を作ることで、これらの取り組みが実施できるようになってきますので、どういったものが実施できるかということ、建設部局とも協議をしながら、必要な対策の実施を検討していきたいというように考えているものです。

16 ページをご覧ください。防災指針です。この防災指針は、頻発、激甚化する自然災害に対応するため、居住誘導区域における災害リスクをできる限り回避、低減させるために必要な対策を、この立地適正化計画の中に位置付けることができます。

この図の中の、吉田町中心部が示されている図がありますが、この中で緑色の線で囲った部分が、居住誘導区域です。これを見ていただくとわかるように、江の川に近い地域は、洪水の浸水リスクが高く、下の図からもわかるように、浸水想定地域の居住密度も高い地域というふうになっています。

浸水する部分というのは、この緑色で囲った地域のうちの、江の川沿いのところとそれから多治比川沿いのところの水色の部分となります。

それから、人口密度の高い部分というのは、下の図のところ、ピンク色や黄色がついてところになります。

こういう地域特性から、この地域で災害事態を起こさないようにすることは難しく、災害リスクの低減を強化するということが重要と考えます。災害を起こさないようにする、ハード整備も行いつつ、災害リスクを低減するソフト事業の推進を並行して行う。ここの将来像として書いておりますような、自助、公助、共助による命を守るまちづくりを掲げることとします。

17 ページをご覧ください。

ここでは、対応方針として整理したものです。課題の抽出で挙げられたものを左側に、それに対する対応を右側に載せております。

課題のところについては、今ご覧いただいたように、洪水のリスクがあり、それから、施設が高災害リスクの近くに位置しているその地域の人口密度が高いなど、それから避難所の状況についても課題として挙げてあります。

それに対する対応として、ハード的な対応、それからソフト的な対応、それからその災害リスクがあるところを避けるという、その回避として整理してあります。これらを組み合わせた

形で対応していこうということが、この方針ということになります。

18 ページをご覧ください。

18 ページの部分が、第7章を通して重点プロジェクトとして挙げてあるものです。

全体構想で掲げた基本目標を達成するために実施するもののうち、都市計画やまちづくりに特に密接に関連するものを挙げています。

この中で、主なものとして挙げられるのが、公共施設の再編、災害リスクの低い地域への居住誘導、江の川における流域治水対策といったような、右側のところに、実施期間として長期というふうに書いてある部分、そういったものと、すぐに比較的短期でできるもの、例えば、地域防災体制の充実、公共交通網の見直しといったようなことについては、二、三年程度で、これを実施していきます。

そして、比較的時間がかかるけども、今後実施していくものとして、交通結節点の整備など、これらが中期的に取り組むというふうな形で整理しています。

以上が、今回策定をする立地適正化計画と防災指針の概要でございます。

この計画、指針を策定することで、コンパクトシティ形成に向けた取り組みや施策を実施していきたいというように考えています。

以上で説明を終わります。

【渡邊会長】

はい。ありがとうございました。それでは第2号議案について審議を進めていきたいと思えます。

ただいまの説明に対しましてご質疑、あるいはご意見を賜りたいと思えます。いかがでしょうか。

【北木委員】

はい。

【渡邊会長】

どうぞ。

【北木委員】

防災のことを少し確認させていただきます。ハザードマップ等で、想定浸水深3メートル以上ということで設定されていると思えます。これは多分1階までの浸水ということで垂直避難をイメージされて3メートルと設定されていると思うのですが、市内で平屋を建てるとこの規制は想定されていますでしょうか。垂直避難はできないということなので、それはもう避難の方に切り替えるということによろしいのでしょうか。

【事務局】

建設部管理課長の神田でございます。現時点で平屋を規制するという考え方については、現時点ではございません。避難していただくということで考えてよろしいかと思えます。

今後こういった立地適正化計画、防災指針を踏まえて、何らかの制限を加えていくということは十分に考えていかなければならないことだと考えています。以上です。

【北木委員】

いいですか。

【渡邊会長】

どうぞ。

【北木委員】

実現化に向けて、少し気になるのが、住宅を誘導するということになっていきますけども、上

下水道がなくて、特に上水ですね。住宅を建てたくても、水が引っ張ってこられないということがありますが、これらの整備はまた後に、計画されていくということになっているのでしょうか。

【事務局】

神田でございます。今後計画は進めて参りたいと思いますが、まだ検討段階でございます。

【渡邊会長】

他はいかがでしょうか。

【山根委員】

はい。

【渡邊会長】

山根さん、どうぞ。

【山根委員】

6の4の届出勧告制度は、対象となるというものの中に、14ページの商業機能、医療機能の二つが該当すると思います。ただですね、こういう縛りをかけるようなことになるとは思うのですが、商業施設は人口が衰退すると撤退ということになると思います。また、医療機能ですけど総合病院ですね。建築物としての耐用年数が結構経っています。さらに言えばこの前の多治比川の決壊によって浸水しているのですよね。この地域は浸水がしやすい。可愛ではなくて、この吉田の真ん中自体が浸水のことを心配しなければならない地域だと思うのですよね。そこを中心にするという考え方がちょっと、自然災害についてはわかりませんが、どのように浸水についての対応を考えていらっしゃるのかということと、この計画がもう最終段階に入っているのはわかっているのですけれども、委員として、今回はじめてですので、発言させていただきたいと思います。

そのところをどのように考えられるかでちょっと大きい問題ではないかと私は思うのですが、今後について、この計画を何年ぐらい、これが10年とか何年ぐらいこの縛りがあるのかなというようなことも思いながら、質問させていただきました。

【事務局】

まず、計画のところでいきますと、基本的にはそのマスタープランについては20年先のところを目指して、どうあるべきであるかということを作ったことになっています。

もちろん、状況が変わりましたら、それに伴って見直しをしていくという前提つきでありますけれども、想定は20年先ということで、具体的な浸水対策のところについては、建設部になると思うのですが、基本的にはその人口を集めていくべきところはどこになるかということを一に考えた計画になりますので、現状として、危険な地域ではあるのだけでも、何らかの安全に対する対策をしながらでも、今の人口が集中している状態を維持して、今後もそこが成り立っていくような形にしていくことを基本にすべきという計画にしています。

防災対策、これを危険な地域であろうというところは、この間の災害でもあるのですけれども、それについてのハード的な整備も、国県を中心に進めていただいている部分もありますので、それがなされることを前提としつつ、後はソフト面でしっかりとその対策ができるように併せてやっていくべきかというようなことを考えています。

建設部管理課の神田です。防災、特に浸水という面で、これにつきましては、昨年ですが特定都市河川流域に指定され、今流域水害対策計画を国交省さん、広島県さん、他の近隣市町さんと一緒に策定しているところでございます。

それと併せながら、立地適正化計画の中でもありますように、居住誘導の制限と云っていいのですかね。例えば、床の高い建物にしなきゃいけないよとか、あるいはここには住めません、ここはもう水をためるところですとかというような制限をかけることで治水能力を高め、あるいは下水の整備、雨水という意味の下水ですけども下水排水の雨水排水の整備を進め

るといったこともあります。

それから国交省さん広島県さんと合わせて、河川の方のハード的な整備というようなこともあります。

そういったことで、これからの被害軽減の対策は考えていきたいと思えますけれども、今現在で、残念ながら具体的にこれをやりますといえるものがないというのが現状ですので、よろしく願いいたします。

#### 【山根委員】

14ページに医療機能として総合病院を挙げられている。厚生連吉田総合病院ということになるのですが、その今の状況ですね、銀行とか、商業施設なんかは、ある程度、今後10年から20年はおつだろうというところがあると思いますが、総合病院の精神病棟については、耐用年数を超えている。そういうようなところで、見極めを厚生連自体、どのように使っていくのかというのを考えられているというところだと思います。

そういうところに対して、もうちょっと説明をしながらやりとりがあったのでしょうか。いかがでしょう。

#### 【事務局】

吉田病院さんについては、吉田地域の意見交換会にお越しいただきましたので、そこで基本的な考え方については説明いたしました。

それで、その時に、確か今の危険な状況っていうところのお話もありました。例えばここに指定してあるこの病院はうちのことだと思うのですがというようなやりとりの中で、例えばここに届出が必要というようなことになっていけば、それをきっかけとして、市としても、撤退するかもしれないというようなことが、日頃からいろいろな情報交換をするにしても、その届出というのが一つあれば、それを受けて、必要な場所とか、そういったことの協議にも乗れますというようなことの話もあったように思います。ですので、この届出制度が障害になるというよりは、新たな議論とか、ここは大変なのだというようなことを知るきっかけになるのかなというような、そういう制度だというように考えております。

#### 【山根委員】

きっかけになればというようなことで言われましたけど、ここへ誘導していきたいという都市計画なのですね。であれば、このやはり病院っていうのは、若い方も高齢の方も、何かあったら、行けば命を助けてもらうことができるとか、医療機関、個人の診療所、医院の先生方、総合病院、コロナのときも本当に良く対応していただいて、そこで全部自分たちがコロナの患者を診なくても、吉田病院が診てくれたっていうようなこともありました。

その中で一番頼りになる病院が、誘導する区域にあるっていうことは、本当に皆さんの安心安全に寄与するものであると思うので、だからこそ、ここにどういう形で、この中にあればいいのかというところを、どう考えられてきたのかなというところをお聞きしたわけです。それがきっかけになるということで、今度はどこに移されるかというところが問題になると思えますけど。そういうところもしっかりと考えた計画であってほしいということで、聞かしていただきました。

#### 【事務局】

こちらも吉田病院が非常に重要な拠点だと思っているというのは、共通認識だと思いますので、そこが安全な形、維持、今の場所であれ、別な場所になるのであれば、基本的には今の場所で、きちんとやっていただくというのが、その周辺におられる方にとっても、非常に重要なことだと思いますので、そこは対策を、ハード的な面、ソフト的な面を合わせてやっていきたいと思えます。仮にどこかに移動しないといけなくなったときであっても、知ることができますので、日頃からの情報交換をしっかりやっていきますということを申し上げたかったのです。

【渡邊会長】

他いかがでしょうか。

【北木委員】

1点よろしいでしょうか

【渡邊会長】

どうぞ。

【北木委員】

先ほど追加で聞けばよかったですのですが、先ほどの16ページ目ですね。事務局からも先ほど答えました国県市で特定都市河川に指定して、流域水害対策計画を今検討中ですが、1点ですね、先ほど上段で家屋倒壊等氾濫想定区域という区域がございます。これは江の川の、国の方で公表させていただいておりますが、この区域っていうのは特に危険度の高い家屋の先ほどの大水害では、家屋の倒壊流出をもたらすようなものだと認識をしております、当然我々国としては河川改修を鋭意がんばるのですが、近年ですね、超過洪水対策ということから考えますと、この区域の、先ほど3メートルのを確認させてもらったのですが、この区域についての考えというのが少しも記載がないので。土砂災害特別警戒区域についてはですね、記載させていただいているのですが、この家屋倒壊等氾濫想定区域については、記載がなかったのでご教授いただきたい。ついでで申し訳ないですけど、15ページ目の防災集団移転事業について、まだ事業の方は雨水下水とかまだ計画中というかもしれませんが、この2点をお伺いします。

【事務局】

建設部管理課の神田です。防災集団移転についても例外ではないといえますか可能性としてはあるものと思っております。ただ、今現在でどこがどうかということは申し上げられる状態ではございませんので、ただ可能性としては排除するものでございます。

先ほどの家屋倒壊等氾濫想定区域が居住誘導区域の中に入っているという点につきましては、今の計画規模での100年に一度の浸水想定と、あと想定最大1000年に一度の規模の浸水想定区域がありまして、家屋倒壊等氾濫想定区域につきましては、計画規模で検討した結果がありませんので、便宜上、想定最大の規模を使わせていただいている状況でございます。それでその区域が居住区域に入っている状況でございます。

3メートル自体は計画規模で考えていたものでございまして、計画規模の図面上で、そのデータがないところでやむなく想定最大規模での家屋倒壊等氾濫想定区域、これを使わせていただいているという状況でございます。3メートル以上という、要は垂直避難ができるという地域であるということを確認した上で、計画させていただいているところです。その精度が、ちょっと違うところがございまして、便宜上こういうような整理させていただいております。

【北木委員】

わかりました。すいません。想定最大の、比べているものが違うと。

【事務局】

もう全くそのデータがないところでございまして。

【北木委員】

これを書いても無意味かなと。ちょっと気にはなります。この計画規模で計画していくと。

【事務局】

3メートルは計画規模でございまして、同じ想定最大で言いますと、5メートル以上が浸水エリアになります。

【北木委員】

そうなると、計画規模。確率も全然違うのですよ。ここに記載する必要があるのかと。

【事務局】

そもそも垂直避難ができないエリアになります。そこはちょっと10年から20年先を想定した計画になりますので。

【北木委員】

ありがとうございます。

【百合野委員】

はい。

【渡邊会長】

どうぞ。

【百合野委員】

すいません先ほど山根委員から多治比川の決壊のお話があったかと思うのですが、私どもの多治比川の外水の対応を、川の断面がちょっと足りないということで、河川改修計画をこの地域で計画をしております。

発災から時間が経っているのですが、市役所様にもまだ計画を、具体的な説明をしていないという今状況なのですが、早期に説明をさせていただきたいと思っております。この事業が令和8年度までの事業となっておりますので、こういう限られた期間なので、早急に対応をさせてもらって、外水処理っていうものが、多治比川では一番大きな要因だったかと思っておりますので、この事業を推進させていただきたいと。意見ではないのですが報告ということで、よろしく願いいたします。

【渡邊会長】

はい。ありがとうございます。他はいかがでしょう。今いろいろな意見をいただきました。

特に防災の観点やはり審議会の中でも、かなりいろいろと意見が出て参りました。

その中であって、ご心配であった病院の話も出てきたのですけれども、計画の考え方としては、浸水しちゃうから遠くへ移転しようかというのは、これからの時代考えるとあまりよろしくなくて、やはり利便性の高いところで、なおかつみんなが居住できるような位置に、やっぱりその計画すべきだろうというのがあって。ただ、現地で建て替えるかどうかはまた別の問題だというのは、当然あるかと思えます。そういった意味では、都市機能誘導区域は若干広めにとってありますので、当然建て替えるときにはその中での建て替えだとか、あるいはどこまで言っているのかあれですけど、例えば公共の方で何か土地を持っていてそこと交換するだとか、何かいろいろな多分事業の手法はあると思うので、今、あくまでもこの計画の中では、やはりそのべき論として、この都市機能誘導区域の中に、様々な都市機能は集積させて、アクセスしやすい、そういった都市を目指すべきだろうというのが基本的な考え方であって、それを具体的にどうするのかは、多分これからの話なのかというふうに認識しているところでございます。

その中であって、おそらく建て替えの際に、どうしようみたいなのがあって、場合によってはその一部機能は外へ行くのだけど、メインの機能は残すだとか何かいろいろなそんな議論はあると思うのですが、ベースとなるのはこの考え方かなというふうに理解をしているところでございます。

また併せて多治比川だとか江の川のですね、浸水の話も結構出て参りました。そういった意味では、今後この計画の中でも、流域治水対策でありますとか、あるいは河道掘削でありますとかいうキーワードが入っているのですけども、それと併せて、結構ポイントなのはソフト的な防災リーダーの育成だとか、そういうソフトとハードをセットで取り組むことによって、地

域の安全を確保していくというのが、もう一つの書き方としてされているというところがございますので、ご指摘の点については、基本的には考慮されているという認識ではありまして、これから先、具体的なその施設の移転でありますとか、あるいは事業の話になったときに、この計画に基づいて、ご検討いただくというふうになるかと理解しているところでございます。

ということで、ご意見ご質問をたくさんいただいたのですが、基本的には、計画の今回の中に考慮されているというふうに解釈をいただき、特にこの第2号議案、立地適正化計画についても、大きな修正等の意見はないということによろしいでしょうか。

#### 【意見なし】

#### 【渡邊会長】

はい。ありがとうございます。それではそのようにまとめさせていただければと思います。よろしく願いいたします。

それでは議題としては以上2点なのですがせつかくの機会ですので、全体を通して、安芸高田市の都市計画だとか、防災ですとか、そんなことについてご意見があれば、賜りたいと思うのですが、いかがでしょうか。

ないようでしたら、私の方から1点。せつかく広島県さんが来られているので、個人的に非常に頑張ってもらいたいのは、この東広島高田道路の整備を是非とも私は頑張りたいと思っています。向原の駅と、それから吉田の町中のアクセスが向上して、なおかつ芸備線も使ってみたいな、そのような公共交通を考えても非常に重要な事業だと思っているのですが、その辺りの広島県さんのお考えがもしあればちょっとお聞かせいただきたいのですがすみません。

#### 【百合野委員】

今ご存知かと思いますが、東広島高田道路トンネルはもうできておりまして、今、県庁の中の営繕課の部署が機械とか電気の関係の発注しているという状況でございます。

工期は今年度末までの予定で、その電気機械の関係が終わりますと、今年度前後の取り付け道路の工事を発注しております。できれば、今年度末にでも完成をと思っているのですが、電気、機械の営繕工事の発注が、今若干遅れているという状況でございます。

#### 【渡邊会長】

ありがとうございます。多分安芸高田市にとって結構大きなプロジェクトになると思っていますし、公共交通への影響も結構大きいと思っていますので、ご質問させていただきました。どうもありがとうございます。引き続き計画通り進めていただけることを、申したいと思います。

他にはいかがでしょうか。それでは、特にはないようですので、これをもちまして本日の議事を終了したいと思います。皆様どうもありがとうございました。それでは進行を事務局に戻したいと思います。よろしく願いいたします。

#### ○閉会

#### 【事務局】

渡邊会長、ありがとうございました。事務局から事務連絡的なことはありませんので、皆様ありがとうございました。委員の皆様には長時間にわたりご審議をいただき、誠にありがとうございました。以上をもちまして、第2回安芸高田市都市計画審議会を閉会します。本日は誠にありがとうございました。

本議事録は、2023年5月8日開催の第2回安芸高田市都市計画審議会の次第を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

安芸高田市都市計画審議会

委員 住吉 峰男

---

本議事録は、2023年5月8日開催の第2回安芸高田市都市計画審議会の次第を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

安芸高田市都市計画審議会

委員 山根 温子